|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 見出し／本文 | 中国語 |
| 17 | 郵便局に転居届を出しましょう | 请向邮局提交搬家申请书（转居届） |
| 避難している人は新しい住所が決まったら、郵便局に転居届を出しましょう。 転居届を出すと、前の住所あてに届いた手紙が１年間無料で新しい住所に転送されます。日本国内であれば避難先がどこであっても（学校、教会などでも）届けてくれます。  今後義援金の支払いや、り災証明書などの手続きに関する書類を各市区町村から送付しますので、避難して新しい住所が決まった人は、必ず郵便局で「転居届」を提出してください。 転居届の用紙は避難所またはお近くの郵便局で手に入れることができます。またホームページ（<http://welcometown.post.japanpost.jp/etn/>）でも申請することができます（日本語のみ）。  ○郵便局で申請する際に必要な書類 1. 外国人登録証明書、運転免許証、各種健康保険証などの身分証明書類 2. 引っ越しをする前の住所が確認できる外国人登録証明書、運転免許証、パスポートなど、官公庁が発行した住所の記載がある書類  ○記入する内容 1. 引っ越しをする（した）日 2. 郵便物を新しい住所に転送開始する日 3. 引っ越しする前の住所 4. 引っ越しする人の氏名 5. 引き続き旧住所に住む人の有無・人数 6. 新しい住所 7. 転居届を提出する人の氏名と、引っ越しをする人との関係（本人、家族など）  この転居届の手続きは、外国人登録の居住地変更の手続きとは関係ありません。 | 正在避难的人确定了新的住址后，请向邮局提交搬家申请书。  提交搬家申请书之后，寄到以前住址的信件，将会在1年以内免费转寄到新的住址。只要是日本国内，不论避难处在哪里（即使是学校、教会等）都可以收到转寄的信件。  因今后各市区町村政府将向受灾者支付捐款、发送罹灾证明书等手续的有关资料，因此在避难中若确定了新住址的人，请务必向邮局提交“搬家申请书”。搬家申请书的填写用纸可从避难所或就近的邮局拿到。另外，也可通过网页（<http://welcometown.post.japanpost.jp/etn/>）进行申请（只限日语）。  ○到邮局申请时所需的资料  1.外国人登录证明书、驾驶执照、各种健康保险证等身份证明资料。  2.能够确认搬家前住址的外国人登录证明书、驾驶执照、护照等由官公厅发行的记载着住址的资料。  ○需填写的内容  1.预定搬家(或已搬家的)日期  2.向新住址转寄信件的开始日期  3.搬家前的住址  4.搬家者的姓名  5.有无继续住在旧住址的人及其人数  6.新住址  7.提交搬家申请书者的姓名、以及与搬家者的关系（本人、家族等）  此搬家申请书的手续，与外国人登录的居住地变更的手续无关。 |